

暮らしのQQ隊 サービスご利用規約 附則

保険始期が2019年9月30日以前のご契約については、「暮らしのQQ隊 サービスご利用規約」を以下のとおり読み替えて適用します。

第2条（暮らしのQQ隊サービスの提供対象契約）

サービスの提供対象は、次のいずれかのご契約とします。

（1）水まわりQQサービス・カギあけQQサービス

- ① 家庭用火災保険契約（GK すまいの保険（5年以下用）またはGK すまいの保険・スーパーロング）
※GK すまいの保険（マンション管理組合用）を除きます。

2016年12月31日以前保険始期契約	「6つの補償プラン」、「5つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」のご契約
2017年1月1日～2019年9月30日 保険始期契約	「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」のご契約

- ② 家庭用火災保険契約（GK すまいの保険（ローン団体扱用）（注））

2015年10月1日～2016年12月31日 保険始期契約	「6つの補償プラン」、「5つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」のご契約
2017年1月1日～2019年9月30日 保険始期契約	「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」のご契約

（注）団体扱（ローン利用者）特約がセットされた契約をいいます。

- ③ ホームライフ総合保険契約（ホームピカイチ）のうち、ローン団体扱用以外のご契約
④ 家庭安心総合保険契約のうち、ローン団体扱用以外のご契約
（2）家具移動・電球交換サービス

- ① 家庭用火災保険契約（GK すまいの保険）（マンション管理組合用以外）

2015年10月1日～2019年9月30日 保険始期契約	「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」のご契約のうち、「自宅外家財特約」および「受託物賠償特約（保険金額100万円）」をいずれもセットしたご契約
---------------------------------	---

第3条（暮らしのQQ隊サービスの提供対象）

サービスの提供対象建物は、次のとおりとします。

- （1）第2条（暮らしのQQ隊サービスの提供対象契約）（1）において、サービスの提供対象となるのは、保険の対象である建物、または保険の対象である家財を収容する建物（集合住宅の場合は居住している戸室、併用住宅の場合は住居部分）に限ります。なお、別宅（単身赴任先や下宿先等をいいます。）は対象となりません。また、共用部分を一括して引き受けているご契約の場合、サービスの提供対象となるのは、各区分所有者の居住部分（専有部分）に限り、共用部分のトラブルは対象となりません。

(2) 第2条(暮らしのQQ隊サービスの提供対象契約)(2)において、サービスの提供対象となるのは、保険の対象である建物、または保険の対象である家財を収容する建物(集合住宅の場合は居住している戸室、併用住宅の場合は住居部分)が所在する敷地内(建物外を含む)に限ります。なお、別宅(単身赴任先や下宿先等をいいます。)は対象となりません。

第5条(暮らしのQQ隊サービスを提供する場合)

サービス提供者は、利用対象者が第8条(利用対象者の義務)(1)の規定に従い提供対象となるサービスの利用申込を行った場合であって、第6条(暮らしのQQ隊サービスの提供条件と内容)に定めるサービスの提供条件に該当するときは、サービス実施者により、第6条(暮らしのQQ隊サービスの提供条件と内容)に定めるサービスを無料で提供するものとします(出張料を含みます)。ただし、共用部分を一括して引き受けているご契約については、「カギあけQQサービス」は提供しません。

第6条(暮らしのQQ隊サービスの提供条件と内容)

本規約により提供するサービスの提供条件および内容は次のとおりとします。なお、トラブルの発生時刻・地域によってはサービスの提供が翌日以降となる場合があります。

① 水まわりQQサービス

a. 提供条件

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が発生すること。

b. 内容

30分程度の応急修理を無料で提供します。(注)

(注) 部品代および30分を超過する作業料や、応急修理を超えた本格的な修理に要する費用は無料サービスの対象外となります。

② カギあけQQサービス

a. 提供条件

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等

b. 内容

30分程度の開錠作業を無料で提供します。(注)

(注) 部品代、カギの再作成費用および30分を超過する作業料は無料サービスの対象外となります。

③ 家具移動・電球交換サービス

家具移動・電球交換サービスは予約制です。サービス実施者が決定した段階で、サービス提供者からサービスの提供が可能な日程をご連絡します。状況によっては、数日お待ちいただく場合があります。

a. 家具移動

ア) 提供条件

大型の家具の移動や部屋の模様替え等、ご自宅の敷地内における家具の移動を行う場合。ただし、保険期間を通じて(保険期間2年以上の場合は保険年度(注)ごとに)家具移動または電球交換のいずれか1回のみのご提供となります。

(注) 保険年度とは、初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

イ) 内容

作業員2名以内で行う家具1個までの移動に伴う作業を無料で提供します。(注)

(注) 次に掲げる作業は無料サービスの対象外となります。

- ・家具2個目以降の移動作業
- ・養生・梱包または吊上げ・吊下げが必要となる移動作業
- ・敷地外からの移動や敷地外への移動作業
- ・建物に固定されている、ドアを外す等、工具が必要な移動作業
- ・楽器の移動作業
- ・サービス提供者が手配する者以外が家具移動を実施した場合

b. 電球交換

ア) 提供条件

高所における電球、蛍光灯等の取外しおよび取付けを行う場合。ただし、保険期間を通じて(保険期間2年以上の場合は保険年度(注)ごとに)家具移動または電球交換のいずれか1回のみのご提供となります。また、交換用の電球等は利用対象者ご自身でご用意いただきます。

(注) 保険年度とは、初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

イ) 内容

30分程度の電球や蛍光灯等の交換に伴う作業を無料で提供します。(注)

(注) 次に掲げる作業は無料サービスの対象外となります。

- ・交換用の電球等の部品代および30分を超過する交換作業
- ・看板・ネオン類の電球等の交換作業
- ・吹き抜け等、脚立で届かない範囲の交換作業(高さ2m50cm超)
- ・敷地外での交換作業
- ・照明器具本体の交換作業
- ・交換した古い電球等の廃棄作業
- ・サービス提供者が手配する者以外が電球交換を実施した場合

第8条(利用対象者の義務)

(1) 利用対象者は、サービスを利用する場合は、事前に専用ダイヤルに利用申込の連絡を行わなければなりません。利用対象者が専用ダイヤルに連絡する以前に自ら修理業者等を手配しているときは、第6条(暮らしのQQ隊サービスの提供条件と内容)に定めるサービスは提供せず、また、一切の費用を支払いません。ただし、サービスの提供ができない場合であっても、保険証券記載の普通保険約款およびセットされた特約の対象となり、保険金をお支払いできる場合があります。

(2) 利用対象者は、サービスの提供を受ける場合、サービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。

(3) 利用対象者は、第9条(利用対象者の費用立替・費用負担)の規定により立て替えるべき費用および負担すべき費用に対しては、その料金等を支払わなければなりません。この場合において、第9条(利用対象者の費用立替・費用負担)(1)の費用については、その規定に従い、費用精算の請求を行うものと

します。

- (4) カギあけQQサービス利用対象者は、作業前にご本人および居住を確認できる公的な顔写真入りの身分証明書を提示しなければなりません。
- (5) 利用対象者が賃貸住宅の入居者で、サービスを利用する場合、利用対象者は事前に建物所有者にサービス利用の合意を得なければなりません。なお、事前に合意を得なかった場合で、サービス提供後に入居者と建物所有者間で、問題等が発生した場合であっても、当社およびサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 家具移動・電球交換サービス利用対象者は、家具移動を利用する場合は、移動する家具の中身（食器棚内の食器やたんす内の洋服等）をあらかじめ搬出しなければなりません。

第9条（利用対象者の費用立替・費用負担）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、利用対象者はそのサービスにかかる費用を現場で立て替え、後日サービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。この場合において、利用対象者はその費用の立替を証明する書類を、保険契約者または記名被保険者を經由して提出するものとします。

① サービス利用対象者であるにもかかわらず、サービス提供者にてご契約内容の確認ができない場合に、サービス実施者の紹介のみを行った場合。

② 水まわりQQサービスまたはカギあけQQサービスにおいて、利用対象者が事前に専用ダイヤルへ連絡したうえで、自ら修理業者を手配した場合。ただし、費用精算は税込 10,000 円を限度とします。

(注)

(注) 家具移動・電球交換サービスは対象外です。

(2) 第5条（暮らしのQQ隊サービスを提供する場合）の規定にかかわらず、次に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。

① 水回りQQサービスにおいて、部品代および30分を超過する作業料や応急修理を超えた本格的な修理に要する費用が発生する場合

② カギあけQQサービスにおいて、部品代、カギの再作成費用および30分を超過する作業料が発生する場合

③ 家具移動・電球交換サービスの家具移動において、2個目以降の家具の移動作業が発生する場合

④ 家具移動・電球交換サービスの電球交換において、交換用の電球等の部品代および30分を超過する作業料が発生する場合